



Q5 合併すると子育てや子どもの教育に関することはどう変わるの？

A 合併協議会では、1市3町で行っている各種事務事業（約1,300項目）の一つひとつについて合併した場合どのようにするのが調整・協議されてきました。その中で子育て支援や学校教育に関する主なサービスや制度などについては合併協議会において次のとおり決定されました。

小児医療費助成事業については

1市3町で対象年齢に相違がありますが、相模原市の制度に統合し、津久井郡3町の通院対象年齢の上限が、2歳児から4歳児までに拡大されます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	合併後
通院・入院	0歳～4歳		0歳～2歳		相模原市の制度に統合します。
入院	5歳～15歳		3歳～15歳		

所得制限については、1市3町とも0歳は無し、1歳から児童手当の特例給付水準を適用しています。入院時の食事療養費の標準負担額（自己負担）は医療費助成の対象外で、患者負担となります。



幼稚園就園奨励補助金については

私立幼稚園の在園児に対する市町村単独補助分については、相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	合併後
年額/人	12,000円 (3～5歳児)	48,000円 (4,5歳児)		無	相模原市の制度に統合します。

なお、公立幼稚園の在園児に対しては、国の制度で保育料の減免制度があります。

公立幼稚園については

相模原市と津久井町には公立幼稚園はありませんが、城山町と相模湖町にある公立幼稚園の入園料・保育料、送迎バス及び給食は次のようになります。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	合併後
入園料		2,500円		3,000円	2,500円
保育料月額		10,000円		7,500円	10,000円
送迎バス		有		無	有
給食		完全給食		ミルク給食	完全給食



保育料（保育園）については

1市3町で所得階層区分や保育料の額に相違がありますが、相模原市の制度に統合されます。比較的对象者の多い所得階層を例示すると次のとおりです。

保育料の例（参考）
保育料は世帯の前年分所得税額、前年度分住民税額と児童の年齢によって算定されます。

前年分所得税金額(円)	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	合併後
20,000	3歳未満児	17,600円	21,000円	22,500円	19,500円
	3歳児	16,000円	18,900円	21,600円	17,500円
	4歳以上児	16,000円	18,900円	21,600円	17,500円
160,000	3歳未満児	39,800円	48,800円	45,700円	45,700円
	3歳児	30,700円	35,600円	30,800円	33,500円
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円
408,000	3歳未満児	52,900円	64,000円	60,000円	60,000円
	3歳児	31,500円	35,600円	30,800円	33,500円
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円

相模原市の制度に統合します。

学校給食については

小・中学校の給食については、これまでどおりとします。ただし、合併後3年間で相模原市と相模湖町の中学校給食のあり方を検討します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	合併後
小学校	完全給食	完全給食	完全給食	完全給食	これまでどおり
中学校	ミルク給食	完全給食	完全給食	ミルク給食	



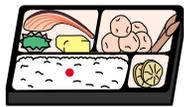
Q6 合併すると高齢者向けのサービスや制度はどう変わるのかな？

A 高齢者向けの主なサービスや制度は合併協議会において次のとおり決定されました。

給食サービスについては

ひとり暮らし高齢者等を対象とした給食サービスについては、1市3町でそれぞれ実施していますが、個人負担や実施方法などに相違があるため、新市において、その調整を行い、速やかに相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	合併後
回数	週4回				速やかに相模原市の制度に統合します。
個人負担(1食)	400円	400円	300円	450円	



寝具消毒乾燥事業については

現在、相模原市と津久井町で実施していますが、合併後は相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	合併後
対象	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等		65歳以上のねたきり高齢者等		相模原市の制度に統合します。
実施回数	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回	無	消毒乾燥年1回、丸洗い消毒乾燥年1回	無	

高齢者大学については

高齢者大学は実施内容が異なるため、新市において3年間で段階的に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	合併後
高齢者大学	4学部 29学科 (定員912人) 各学科年間24回前後開催	無	無	3学部 (定員180人) 各学科年間12～19回開催	3年間で段階的に相模原市の制度に統合します。



Q7 合併したら私たちが納めた税金は、他の市や町のために使われてしまうの？

A 住民の皆様が納めた税金などを財源とした施設整備などにあたっては、市全体が等しく合併の利益を享受できるように地域の特性に応じてバランス良く予算を配分することとなりますので、特定の地域に偏って予算が使われることはありません。

みなさんの疑問に



合併する場合の



※3

※2

お答えします



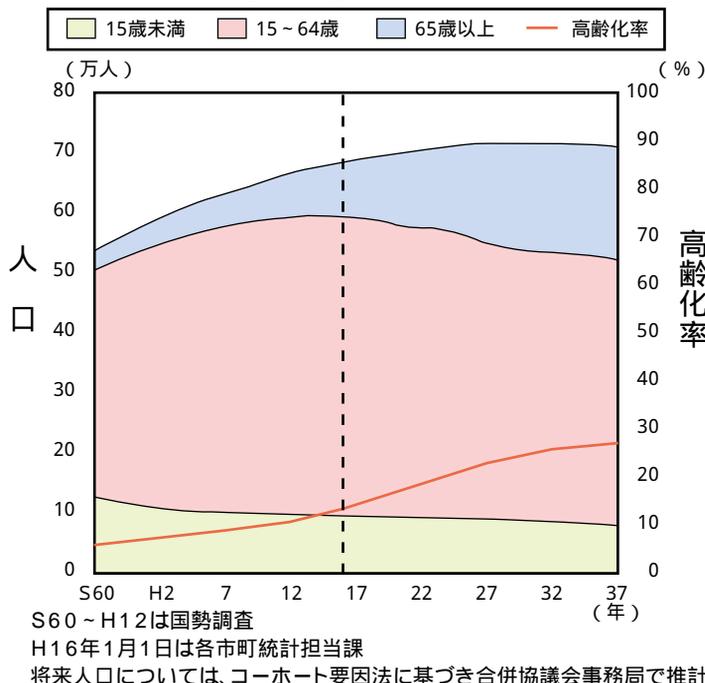
Q1 なぜ、「市町村合併」を検討するの？

A 今、急速に少子高齢化が進むなど、全国的にこれまでに経験したことがない社会に向かっています。市や町は、このような時代背景の中にあっても住民の皆様満足していただけるサービスを提供し続けていくためには、この時代にふさわしい組織に変化するとともに、いろいろな面でこれまでよりも「力」をつけていくことが必要となってきました。

例えば、しっかりとした財政基盤を築くこと、政策を企画・立案し実行していく力を強化すること、住民の皆様のお力をお借りし、その力を活かしていく仕組みを作るなどが必要と考えられます。これらを実現するための一つの選択肢が、市町村合併なのです。

「合併すると、生活が変わってしまう」のではなく、社会経済環境の変化により「合併してもしなくても、今までの生活は変わらざるを得ない」時代なのです。住民の皆様にとって一番望ましい道を選ぶことが必要です。

1市3町(合計)の人口の推移



Q2 合併のメリットって、なに？

A 合併のメリットとして一番に考えられることは、相模原市にとっては津久井郡3町の豊かな自然環境を、また津久井郡3町にとっては相模原市の都市機能を、それぞれが補う形で持つことが出来る、という点ではないでしょうか。絵を描くことに例えると、今までよりキャンパスが大きくなり、絵の具の色も増えるということです。

また、各市町の制度の統合によるサービス水準の引き上げなどにより、一定の歳出増が見込まれますが、一方で、職員や議員の数が減ることなどによる支出の削減効果や、合併に伴う国からの財政支援などによって、財政運営がしやすくなり、住民サービスに使うお金が増やせることなどが期待されています。



Q3 もう合併することは決まったの？ 住民投票の考え方は？

A 合併はまだ決まっていません。市町村が合併する場合は左の図の流れで手続きが行われますが、今は任意合併協議会における協議が終了した段階です(1左図参照)。次の段階として市町村合併について定めた「合併特例法」という法律に基づいた合併協議会を設立することを、各市や町の議会で決定することが必要です。

左の図でお分かりのように、市町村合併の手続きに「住民投票」の手続きはありません。つまり「住民投票」をしなくても、市町村合併は可能となっています。

「市町村の重要なことは住民投票で決めるんじゃないの!？」とお考えの方がいらっしゃるかもしれませんが、市町村の重要な事柄については、住民の皆さんが選挙で選んだ市町村長と、同じく選挙で選んだ議員で構成される議会で決定する制度になっています。

では、なぜ全国で住民投票が行われているのでしょうか？ それは、住民の皆さんを代表している市町村長と議会の意見が一致しない場合や、市町村としての意見の決定が難しい場合などがあるからで、住民投票を実施するかどうかはそれぞれの市町村が独自に判断することになります。



Q4 なぜ期限にこだわるの？

A 合併協議会では、各市や町の議会で合併の議決をし、平成17年の3月末までに県知事へ申請(2左図参照)したうえで、平成18年3月末までに合併する(3左図参照)ことを目標としています。これは、合併特例法という法律の期限に合わせたものですが、合併特例法の適用を受けると、国から財政支援措置が受けられるというメリットがあります。国の財政支援措置には、合併直後に必要な経費に充てるための補助金や、合併特例債などがあります。

こうした財政支援措置を受けることは、新市の財政運営上、大きなメリットになり、住民サービスを維持する上で大きな効果があります。このため、合併する場合にはこうした財政支援措置を受けられる期限を目指して協議を進めることが望ましいと考えております。

(なお、この期限を過ぎるといわゆる「合併新法」(平成22年3月末まで)の適用となりますが、財政支援措置の内容は縮減されます。)

手続きの流れ

